

2021年度 熊本県人教「研究課題」

I 総論

はじめに

昨年4月16日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が出されました。深刻な状況はなかなか改善されることなく2021年度を迎えています。熊本県人教でも昨年度「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権教育研究大会」をはじめ、多くの事業を延期、もしくは中止せざるを得ない状況でした。

緊急事態宣言による経済活動の制限により、企業倒産や解雇・派遣切り・雇止めなどが続出し、失業者や生活困窮者が激増することが現実のものとなり、子どもたちのくらしに深刻な影響を及ぼしています。熊本県人教では、毎年3月に県内すべての中学校・高校に発出している「進路状況調査」に「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」を項目に加え、検証を進めているところです。

また、本来「被害者」であるはずの感染者を「加害者」として扱う差別が起きました。その差別は感染者のみならず治療に携わった医療関係者や家族にまで及びました。治療し回復した後も地域の目を気にして家族みんなで引越しをせざるを得なかった事例の報告もあります。ウイルスに感染する恐怖だけでなく差別される恐怖まで蔓延しています。決し

て病気が差別を引き起こしたわけではありません。差別が潜在し現存する社会であることが露呈したので

2021年2月13日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）と「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）」が一部改訂されました。感染症法の前文には「わが国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にかすことが必要である」と記されています。しかし、改訂のねらいは「まん延防止等重点措置」という罰則規定を含んだ措置を行うことができるようにしたことです。一方、兵庫県明石市は感染者ら市民への支援や差別禁止などを盛り込んだ「コロナ条例」を制定しました。入院を拒む人に対しても（事情に配慮し、寄り添いながら支援を実施する）と定め、原則として罰則を適用しない方針を示しています。明石市長は、「罰則を設けた改正感染症法は差別の助長につながる天下の悪法」と強く非難し、「行政がやるべきなのは罰則ではなく、感染者と家族に寄り添うこと。支援すべき人にムチを打つような政治は歴史の汚点だ」と訴えています。政策が差別の要因となっ

た「らい予防法」の教訓を踏まえるならば、差別の禁止を明記し市民に寄り添う政策こそ必要なのではないでしょうか。

教育においても、この問題を差別や人権について考え、学びを深める機会にすべく力を尽くさなければなりません。私たちが積み重ねてきた「同和」教育・人権教育の真価が問われているのです。

1 きり拓かれた道のりの確かさを 確信を持つて

熊本県人教発足50年の年を迎えました。

1971年11月「同和教育を通じて、熊本県に民主教育を発展させようではありませんか」という結成大会アピールのもと、「部落解放の教育を確立する同和教育の研究と実践につとめ、真の民主教育の実現を期することを目的」として、熊本県同和教育研究協議会（熊本県同教）は歩み始めました。2003年度からは、熊本県同教の発展的姿として「部落問題の解決を柱とした人権確立の教育の実現を期す」として熊本県人権教育研究協議会（熊本県人教）がスタートしました。

1972年第1回研究大会の700名から出発して以来、48回を数える研究大会は、現在も2000

名に及ぶ参加者と35の加盟団体からの実践報告で、県内でもたれる最大規模の教育研究大会として定着しています。そこでは、就学前から社会教育におよぶ、あらゆる分野にわたって、数多くの成果が積み重ねられてきました。

熊本県人が今日まで、着実に発展し続けた要因として、第27回全同教大会（1975年・熊本）の成果を挙げなくてはなりません。「同和」教育は「徹底して、子どもと親に関わり、地域と学校と結び、人々のくらしと労働を見つめ、教育と運動を両立させていく」となみ」として、「言葉主義を排し」「『事実と実践』にできるだけ忠実である」べきだとして、「くらしのなかで、子どもたちの姿をとらえ、事実と実践で統一する」という、「同和」教育の核心となる大会総括が生み出されました。だからこそ、熊本の研究大会・課題別研究会等の基調は、常に「子どもの生活現実から実践は出発し、子どもと教職員（実践者）の変わり目と自立への足取りを確かめ合う」ことを中心に据えてきたのです。

その後、第42回全同教大会（1990年・熊本）では、地元特別報告「赤き黄土：地平からの告発」をはじめ当夜祭の取り組みや熊本からの実践報告について「子どもたちの思いに寄り添いながら、子どもたちとともにくらしの事実や地域の差別の現実について向き合い、教職員が変わりながら、子どもが強くなる、子どもがなかまを増やしていく、それを見ながら親も立ち上がる、それによって、子どもがもつと強くなる、なかまが増えていく、教職員の認識が豊かになり、実践も確かになっていく」と、議長による総括がなされました。熊本の教育内容や教育課題への実践の拡がりや深まりと、「事実と実践」に基づく熊本の「同和」教育の作風の確かさをあらためて確認することができました。

そして、第49回全同教大会（1997年・熊本）では、「事実・実践・創造 さらにきずな深く『よき日』をめざして」のスローガンのもと、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざして、「すべての人のよき日をなかまときり拓こう」と、日本における人権文化の構築が採択・アピールされました。「人権の街くまもとフェスタ」など関係機関・団体との協力・協働の中での、熊本県同教の総力を結集した取り組みで成功に導き、これからの「同和」教育のありようを示す大会となりました。

このような教訓を導いたさまざまな実践が2001年に結成30周年記念誌「事実と実践・創造」にまとめられました。そこに記されたのは熊本県同教（現県人教）が積み上げてきた確かな歩みです。

30年、見つめてきた子どもものくらしがある。
30年、耳をかたむけてきた親のつぶやきがある。
30年、問い続けてきた自分の生き方がある。
そして、差別とたたかっていた私たちの道がある。
子どもが変わり、親が変わり、
自分が変わり、そして子どもが……。
そうして私たちは、前を見つめ、胸をはり、解放の火をともしてきた。
これからもなお、手をたずさえて歩いていく。
よき日のために。

〔「事実と実践・創造」巻頭言〕

ここから20年。わたしたちはどのようにその歩みを引き継ぎ実践してきたのかを整理しなくてはなりません。

人権作文集「きずな」は、1975年に全国同和教育研究大会が熊本で開かれたことを契機に作成されました。その後、作文集ではなく実践を教材化し

県内各地の学校に届けようと1982年に「同和」教育副読本「きずな」が発刊されました。そして昨年2020年に第5回改訂版「きずな」が発刊されました。私たちの教育実践から「きずな」が生み出されてきたのです。事実と実践こそ「きずな」のいなりません。

2

部落差別の解消の推進に関する法律

2016年12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

本法律の意義は下記のように整理できます。

- 1 「部落差別は存在する」と、国が明確に認め、解決に向けて努力すると示した。
- 2 「寝た子を起すな」では、部落差別はなくならない。自然消滅を待つのではなく、「人間が作った差別は、人間が解消させる」ことを示した。
- 3 部落差別を解消するための3つの具体的施策を明示した。
 - (1) 教育・啓発の推進
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 実態調査の実施

法律制定から4年が経過しました。しかし、部落差別の現状はより一層厳しくなっています。県内では2019年に悪質な部落差別落書きが相次ぎました。それは、被差別部落出身者の生存権をも否定するものでした。関係機関の取り組みはありましたが、解決とはほど遠い現状があります。

また、ネット上の差別的な書き込みが後を絶ちま

せん。誰もが見ることができ、誰もが書き込めるネット環境に部落差別が残り、広がり続ける現状は深刻度を増しています。

本法律を具現化するひとつの方法として各地域での「人権条例」の見直しや制定があげられます。県は2020年6月29日に「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。そこには、部落差別解消推進法に示された「教育啓発の推進」「実態調査」「相談体制の充実」などが定められており、大きな成果が期待されます。今後、条例の具体化に向けての取り組みが重要になってきます。県内市町村では菊池市、合志市、大津町、菊陽町、宇土市、宇城市、美里町、小国町、阿蘇市、高森町、玉名市で条例改定・制定が行われています。すべての自治体での人権条例の改正や制定が急がれます。

部落差別解消推進法第6条には、部落差別の実態に係る調査（以下「6条調査」）を行うことが規定されており、法務省はこれに基づく調査結果を2020年6月に公表しました。調査の結果から、国は「部落差別は増加傾向にある」としました。特にインターネット上における識別情報の適示を含む表現行為の増加を指摘しています。また「正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る」としています。このことは、これまで運動体をはじめとする部落差別の解消に向けて活動してきた諸団体が指摘してきたことであり、そのことを国がはつきりと認めたという点では評価できるものです。しかし、具体的な解消への道筋が示されてはならず、この調査結果発表後もインターネット上の識別情報や差別的な書き込みは残されたままです。新たな部落差別事件も報告されています。

3

熊本地震 コロナ禍 豪雨災害

〜そこにある差別を〜

熊本地震から5年がたちました。復興が進められてきた中で、昨年は新型コロナウイルス感染症や豪雨災害が起き、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしました。くらしの再建はそれぞれが負った損失や心の痛みなどの状況により異なります。公共施設や道路など生活基盤が整備され復興が進むことで前を向けた人が多くいます。しかし、大事な人の命をなくした人、周りの人とのつながりが絶たれてしまった人、自分の存在価値を確かめられる居場所や役割を失った人、そんな人たちが「取り残されている」と感じたままでは、真の復興とはいえません。「最後の一人まで寄り添っていく」という知事の言葉をすべての人で共有し、教育の場でも「誰一人取り残されない」実践を重ねていきましょう。

2018年、被災地の学校の先生から生活再建の進展にともなう二極化の課題を心配する次のような言葉が寄せられていました。

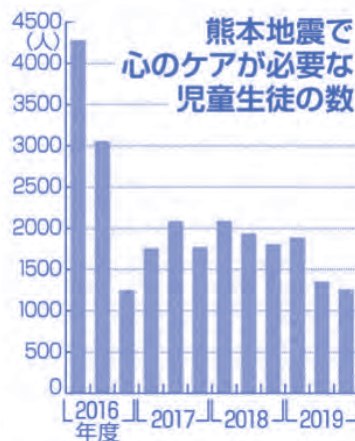
自宅を再建しもとの生活を取り戻す家庭も出てきています。

これまで共に痛みを分かち合ってきた関係が、生活再建という意味では二極化しています。あの地震で職を奪われた保護者は心身ともに疲弊し、その影響が子どもにも表れ、登校しづりとなって表れている子もいます。（2018研究課題）

「子どものくらしの現実に深く学ぶ」という私たちが大切にしてきた「同和」教育の原則から考えると、熊本の人権教育・「同和」教育の大きな課題であるといわざるを得ません。地震だけでなく、コロ

ナ禍や豪雨災害の中でも、このような子どもたちが孤立することがないように、学校や地域でのさらに充実した取り組みが求められます。

2019年3月、子ども支援専門の国際NGOである公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは熊本地震被災地に向けた「給付型緊急子どもサポート」新入学応援キャンペーンの給付金受給世帯を対象としたアンケート調査結果を行い、報告書にて関係省庁や地方自治体に向けて次の3つの提言をしました。



提言1…復興の施策において、子どもの貧困対策の観点から、経済的に困難な状況にある子どもや子育て世帯に対する施策・支援を充実すべきである。

提言2…提言1を踏まえ、特にひとり親家庭に対する施策・支援を充実すべきである。

提言3…就学援助制度をより利用しやすくするため、の対策を講じるべきである。

この提言はコロナ禍の現在の状況や豪雨災害後の状況にも当てはまります。つまり普遍的に教育にも求められているものとしてとらえ、なおいっそう子どもや保護者のくらしの中にある声をいねいに聞

き取らなくてはなりません。そのことを大切にしてい
地震やコロナ禍や豪雨災害がもたらした課題と向き
合っていく必要があります。

この報告書の最後には次のように書かれています。

県はさらなる発展につながる「創造的復興」を掲
げる。夢を諦めざるを得ない状況に置かれた子ども
たちが自分の道をしつかり歩んでいけるよう支えて
こそ、真の創造的復興につながると思う。

「復興」の実感を持つことができず放置されてい
くこと、これは紛れもなく「差別」です。子どもた
ちが、クラスで、学校で、解放子ども会で地震や今
の生活への思いを吐露し、共感し、つながりを実感
できる取り組みが求められています。

「創造的復興」はまさしく教育の課題でもあるの
です。

4 子どもたちを取り巻く状況

(1) 子どもへの現実

厚労省が2019年に公表した「国民生活基礎調
査」では、非正規雇用労働者が4割近く(38・3%)
になり、経済的な格差の拡大と貧困層の増加・固
定化が進んでいます。子どもの貧困率は13・9%
(2015)から13・5%(2018)となり前回
調査から大きな改善は見られず、依然として7人に
1人の子どもが相対的貧困状態という深刻な実態が
続いています。同調査によると、ひとり親家庭では
子どもの貧困率は48・1%となっています。さらに
各種世帯の生活意識調査では母子世帯の86・7%が
「苦しい」と回答しており、より深刻な状況が続い

ていることがわかります。国立社会保障・人口問題
研究所による2017年度「生活と支え合いに関する
調査」では、ひとり親世帯の家庭の36・1%が食
料の困窮経験が、40・8%が衣服の困窮経験があっ
たと回答しており、その生活の苦しさが浮き彫りと
なっています。

さらに、ひとり親世帯では就業率が母子家庭
81・8%、父子家庭85・4%(厚労省2016年度
全国ひとり親世帯等調査)とOECD加盟国平均の
66・5%(2011年度OECD Family database)
を大きく上回るのに貧困率は50・8%(OECD加
盟国平均21・3%)と依然として厳しいワーキング
プア状況にあります。また、内閣府「子供の貧困に
関する現状(2018年)」によると、生活保護家
庭の子どもたちの高校進学率は平均(99・0%)よ
り5・4%、大学進学率(73・0%)になると半分
以下(35・3%)も低いという現実があります。こ
のように経済的に厳しい環境と、そのことに起因す
る教育機会の制限によって、進学や就職で選択肢が
狭められたりしている実態があります。そしておと
なになってからも生活が不安定になったり、子育て
が困難になったりするなど、親から子へと貧困の不
利益が連鎖しています。

熊本県では、2019年3月に「熊本県子どもの
生活に関する実態調査」結果が熊本県子ども家庭福
祉課より出され、厳しい経済状況に追い込まれてい
る家庭が全体で約15%、ひとり親家庭に至っては約
44%という報告がなされました。

調査では、経済的理由によりさまざまな「控えた
こと」や「できなかったこと」が集約されています。
「食費を切りつめた」「習いごとに通えなかった」「必
要な服や靴を買えなかった」というような切実な声
も届けられています。家庭の経済状況が子どもの生

活環境や教育環境、社会環境にまで影響を及ぼして
います。親から子への貧困の連鎖は、経済的な貧困
のみでなく心の貧困もあり、子どもが将来への希望
を持たない状況も生まれていると指摘されていま
す。

1951年児童憲章には、子どもには「人として
尊ばれる」「社会の一員として重んぜられる」「よい
環境の中で育てられる」権利があり、一人の人間と
して成長し、自立していく権利があると謳われてい
ます。しかし、日本社会には子どもの養育は家庭の
責任とする考え方が強く存在しています。「自分の
経済状況は自分が招いた結果」とする自己責任論も
あり、これらが経済的に厳しい家庭を追いつめるこ
とにつながっています。加えてOECDが各国の「子
どもの貧困率」を公表した際に指摘しているように、
日本の子どもや子育て家庭に対する公的支出の少な
さが、さらに貧困家庭を苦しめています。2019
年度の「国民生活基礎調査」では、子どものいる世
帯の25・5%が「生活が大変苦しい」と回答してお
り、「やや苦しい」も合わせると62・0%が「生活
が苦しい」と訴えています。

2020年の自殺者数(2021年1月22日警視
庁、厚労省発表)は「20,919人」でした。中
でも小中高校生の自殺者数は過去最多。コロナ禍の
中で、孤独・貧困・虐待・差別などの問題がそこに
なかったのでしょうか、この数字が私たちに問いか
ける課題を明らかにしなければなりません。

「子どもの貧困対策推進法」が施行されてから、
熊本県でも貧困対策の計画に基づいてさまざまな施
策が講じられていますが、より有効な公的施策を行
政に求めるとともに、民間団体や市民を含めさまざ
まな立場の人たちが連携した支援体制を構築する必
要があります。しかし、これらの取り組みに対する

学校の関心と関わりは十分とはいえません。学校や教育による貧困家庭の子どもに対する支援の強化が急がれます。「人権のまちづくり」とも連携しながら、家庭や地域と密接につながる人権教育の取り組みを強化しなければなりません。

(2) 不登校の課題から

「同和」教育は「靴べらしの教育」

「同和」教育のスタートとしてよく知られる「きょうも机にあの子がいらない」という言葉があります。不登校という言葉もなかった1954年、高知市の福祉教員（全国ではじめて配置された）の実践記録に書かれた言葉です。その実践記録には次のように綴られています。

「休むと言いだしたら、父でも出すことができない。強情と、無口で元氣のない。学習態度とは、どう理解すべきであろうか。自転車で乗せて登校しても、すぐ逃げ帰ってしまう。程、なぜ学校が嫌いなのか。一人一人の持つ問題を、はっきり認識して指導に当たってもらいたいと企図する福祉教員の意図をくんでもらいたい。中略。教師たちが9ヶ年の期間に於いて、この子供の魂の中に、何物も与え得ないとしたら、一体教育とは何であるのか。このような家庭の真の理解者」となるべきであるというわれわれの言葉は、この家庭の理解を通じて、このような家庭を生み出し、更に将来も生み続ける社会を認識し、その上に立った教育の課題を、具体的に展開実践することを願っているのである。

当時、差別と貧困によって、被差別部落（以下、部落）の子どもたちは長欠・不就学の状態に放置され、政治や行政もそれを解消しようとする手立てを

講じてはいませんでした。これに対して、一握りの教師たちは家庭訪問を繰り返し、貧困のなかで家族を支えくらしている子どもたちの姿に出会い、長欠・不就学は親の無理解や怠惰が原因ではなく、その背景にある部落差別であることを明らかにしました。そして、「家庭の真の理解者」となるため「家庭訪問が最も必要である」としたのです。このように「同和」教育は「きょうも机にあの子がいらない」という実態を直視し、長欠・不就学の解消に取り組んできました。これはとりもなおさず現在の「不登校」の解消につながる取り組みでもあります。「同和」教育では、先の福祉教員がそうであったように、「机にいない」ことそのものを問題とするのではなく、その背景にあるものを見つめること。そして「不登校」という事実を子どもや保護者の責任としないことを大切にしてきました。

「令和元年度（2019年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」によると2019年度の熊本県の不登校児童生徒数は小学校771名、中学校1,913名といずれも前年を上回っています。いわゆる「不登校」といわれる子どもたちへの取り組みは学校、行政など、そこにかかわる多くのおとなたちによってなされてきました。県人教大会でも多くの報告がなされています。それにもかかわらず不登校児童生徒の数は増えています。

私たちが見えないところで、子どもの生活に、貧困を含めさまざまな困難が襲いかかっていることがあります。1950年代に提起された「家庭訪問」の大切さを改めて自分に問い直し、子どもたちの生活現実に入っていくことが求められています。まずすべきことは「迎えに行くこと」ではなく「家庭訪問」です。「靴べらしの教育」と言われた「同和」教育

実践が求められています。そして、「学校に出てきた」ことを解決とするのではなく、子どもや保護者とともに現実を見据えながら自立に向けて歩み続けていく、そんな取り組みが必要なのです。

5

差別事件にみられる課題

(1) いじめ

「令和元年度（2019年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」によると、509、364件のいじめが報告されています。

「令和元年度（2019年度）熊本県公立学校心のアンケート集計結果」でもいじめの深刻な状況が報告されています。

問：今の学校でいじめられたことがある

小学校	中学校	高校	特別支援学校
10,657人 (19.1%)	1,282人 (4.8%)	319人 (1.1%)	48人 (3.6%)

問：今でもいじめが続いている

小学校	中学校	高校	特別支援学校
3,029人 (28.4%)	379人 (29.6%)	116人 (36.4%)	19人 (39.6%)

「いじめは差別」です。私たちは、いじめられた子どもの思いや願い、辛さや切なさを受け止め、その子が安心して過ごせるために子どもどうしをつなぎ直す取り組みを大切にしてきました。ここでは、私たちは徹底的にいじめは「いじめ側」の問題として取り組んできました。それは「いじめ側」の存在がなければ、「いじめられる側」が存在しないからです。その中で「いじめ側」の子どもが差別構造の被害者としての側面を持っていることや、傍観し、ときに冷ややかに、あるいはけしにかけて「見ている側」の問題でもあることを明らかにしてきました。そしていじめ克服のためにそれぞれの立場が何をすべきか「当事者の思いを確かに聞き取っていく」ことから解決を積み重ねてきました。

ところがそんな「同和」教育の営みが受け継がれていません。私たちの問題として共有されています。続発する「いじめ」を生み出す差別構造が何一つ明らかにされないまま、「被害者」と「加害者」の問題として矮小化されています。

2019年3月に県北の高校生の自死に関する第三者委員会の調査報告書が提出されました。そこには、「複数の級友による『死ねばいい』といった発言など5件をいじめと認定し、『自殺に影響を与えた』と因果関係を認める最終報告書を取りまとめ答申した。普段から粗暴な言葉が平然と飛び交う校内の状況が『いじめを誘発しやすい高リスク環境』だった」と指摘されていました。「いじめ」を「自殺の原因」としたことも、学校の有り様にまで言及した調査報告書でした。これは、「いじめ」が決して「被害者」と「加害者」の問題ではない、子どもだけの問題ではない、教育の問題であるという指摘でした。この指摘をすべての学校、教職員が真摯に受け止め、学校や学級、そして自らの有り様を振

り返ることが求められています。

また、いじめにより自死を選ばざるを得なかった子どもや転校を余儀なくされた子どもの保護者のことばに「学校は、我が子に何が起きていたのか真実を明らかにしてほしい。そして、二度と自分の子どもと同じ思いを他の子どもにさせてほしくない。」とあります。このことばは、教育の責任を問うているものであり、まさに学校のあり方が問われているのです。喫緊の課題として、つながりを実感できる確かな居場所をつくり、いじめを差別の問題として取り組みを進めていくことが求められています。

(2) 部落差別事件

2008年、県内において教職員が「早く平民に戻れるようにせよ」と生徒に差別発言をした事件がありました。その後も県内において「差別落書き」「差別発言」「土地差別調査」等の差別事件が連続して発生しています。

2019年には悪質な部落差別落書きが相次いで発生しました。

同和地区住民及び出身者を一掃ぼく滅しようキモイよきたない トイレを使用するな 早よ死ね

▼ 2019年6月(公園のトイレ)

来訪者各位

ここ(旧○○町)は古来よりエタ・ヤクザ・半グレ・朝鮮人等、不逞の輩(ふていのやから)が多数存在し、生命、財産等卑劣な暴力で奪い取られる危険性が高いので、見学の際には、十分ご注意ください。切にお願い申し上げます。尚、被害にあわれたときには(○○警察署) TEL○○○○に通報を。

警察は、我々善良な市民の善き味方であり善き

友でもあります。皆さん、こぞつて通報しましよ
う!

2019年10月(JR高架橋に張り紙)

鉄道を愛する○○より

いずれも極めて悪質な差別落書きです。公園のトイレの落書きは部落出身者の生存権さえ否定するものです。予断と偏見に満ち溢れたこのような落書きは差別を助長し拡散する許されない差別行為です。徹底した解決の道筋が探られなくてはなりません。2007年県人教は差別事件への取り組みに対し、次のように提言しています。

- ① 事件の中にある差別の現実とは何なのか。
- ② 事件を引き起こした偏見・差別意識がどのような関係や構造の中で形成されてきたのか。
- ③ 加害者がどのように認識し、自らの変革につなげたのか。
- ④ 事件から明らかになった課題を、これからの教育・啓発の課題としてどのようにつなげていくのか。
- ⑤ 被害及び加害者の関係性を高め、ともに差別をなくしていくためのかわりをどう構築するのか。

【第36回熊本県人教大会基調提案より】

しかし、最近の差別事件において、その背景や解決への道筋が明らかにされたとはいえません。差別事件から何を学んだのか、何を学ぶのかということが示されないままでは、なにひとつ教訓化されず、同じことがくり返されていきます。

近年特に重大で深刻な問題として指摘されているのがインターネットやSNSにおける差別書き込みとその拡散の問題です。全国の被差別部落の所在地リストや部落出身者などの個人情報一覧リストが

作成され、結婚や就職時の身元調査、不動産取引における土地差別調査に悪用されています。さらに「部落地名総鑑」が公然と出版されようとしており、オークションサイトで売買する人まで出てきています。一度インターネット上に掲載された差別書き込みや誹謗中傷は、削除が困難で、世界中に拡がり続け永遠に残るといわれています。インターネットやSNSは匿名性が高いため、発信する側としてはハードルが低くなります。書き込みの大半は根拠がなく、誤った情報や予断と偏見に満ちたものです。不特定多数に拡散していくスピードは落書きの比ではありません。しかし、受けとる側は誰がどのような思いで書いたのかすらわからないという恐怖を感じます。その辛さに耐えかねて自死に追い込まれた人もおり大きな社会問題となりました。モニタリング（ネット上にある部落差別に関わる書き込み等を監視し、削除等を求めていく行為）などの取り組みも始まってはいますがなかなか追いついておらず、ネット上にさらされている被害者の救済は行われていない状況があります。昨年からやつと命に関わる悪質な書き込みに対して法規制の議論が起きています。しかし、法が出来れば全て解決するわけではありません。教育・啓発の中で学びが大切になります。正しい情報と認識を持ち、発信する際にコメントの受け手に思いを馳せる力、たとえ差別的な情報に触れてもその間違いに気づくことができる、それをおかしいと言える力が求められています。

(3) その他の人権をめぐる課題

「部落差別解消推進法」を含むいわゆる差別解消三法が施行されて4年が経過しました。その間、さまざまな取り組みが広がりましたが、差別解消三法が求めたのは決して個別の人権課題の解決だけでは

ありません。2019年の県人教大会で奥田均さんは「差別解消三法は差別の原因の変革にせまる人権社会の建設を求めている。部落を変えるのではなく、社会を変える。」と指摘をされました。

2001（平成13）年5月11日の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地裁判決は「無らい県運動により、中略、ハンセン病が強烈な伝染力を持つ恐ろしい病気であるとの恐怖心をあおり、ハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在でありことごとく隔離しなければならないという新たな偏見を多くの国民に植え付け、これがハンセン病患者及びその家族に対する差別を助長した。中略、今日まで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があるといっても過言ではない。」とハンセン病への差別や偏見は家族にまで及んでいることを指摘しました。

また、2014年10月、熊本県は「熊本県『無らい県運動』検証報告書」を発表しました。行政や教育、医学、宗教、警察、マスメディア等が無らい県運動を煽動した経緯、そして地域住民までもが運動を担ったという事実が明らかにされました。

蒲島知事は報告書発刊に寄せて「今回の報告書は、二度と同じ過ちを繰り返さないために、県がハンセン病問題の歴史にしっかりと向き合い、行動するようにとの戒めであり、提言であると重く受け止めています。」と述べています。ハンセン病問題を「社会における差別」の問題であるととらえ、その差別の構造を明らかにした画期的な検証報告書でした。

2019年6月に熊本地方裁判所で「ハンセン病家族訴訟」の判決がありました。判決では、政府がハンセン病患者に対する不必要な強制隔離政策を続けたことで、家族までもが偏見・差別を受ける社会構造が形成され「個人の尊厳に関わる人生被害」が

生じたと認定しました。厚生労働大臣、法務大臣、文部科学大臣、国会のそれぞれに過失を指摘しています。特に文部科学大臣については患者の家族に対する偏見差別の是正を含む人権啓発活動が実施されるよう教材の作成、教育指導の方法を含め、適切な措置をとらなかつた責任が厳しく指摘されました。

裁判の過程では、ハンセン病患者の家族から、子ども時代に学校で教師や同級生から受けた深刻な差別や地域社会での差別と排除の実態が数多く証言されています。しかし、ハンセン病家族訴訟原告団は60人のうち、顔や名前を出さずに原告ナンバーで証言を行いました。これはハンセン病回復者やその家族が未だに名前や顔を出せない厳しい差別の現実の中にある結果です。相模原障害者施設殺傷事件（2016年）においても同様のことがありました。

ハンセン病家族訴訟原告団長林力さんは、父の存在が胸の中で膨らんだのは、教師として被差別部落の子どもたちと交流を始めてからでした。「差別にあらがう人たちの、突き抜けるような不思議な明るさを見て、父の存在を隠し続ける自分を恥じた」として「恥ではないものを恥とする時に、本当の恥になる」と言われました。この価値観の転換こそが私たちが一貫して求めてきたものです。

今回のハンセン病家族訴訟判決や熊本県「無らい県運動」検証報告書は「差別問題・人権課題は当事者の問題ではなく社会の問題」であることを教えてくれます。

長年に渡って学校や教育は、ハンセン病患者や家族に対して差別・排除する側にあつたことを自覚し、「差別の現実から深く学ぶ」ことを基本として、あらゆる差別の解消に向けてともに歩みを進めなく

てはなりません。

世界各地でも様々な差別事件が起きています。そんな中、黒人差別反対運動での「Black Lives Matter」(BLM)や、性犯罪反対を訴えるフラワーデモ、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員長による女性蔑視発言に異議を唱えた数々の反応には、当事者の声だけでなく「自分も差別に加担している一人として声をあげていく」といった動きが数多く見られました。マイノリティ側が生きづらさを抱えなければならぬ社会構造を作り出し支えているのは一体誰なのか、ということに目を向け、自分もその一人であると気づいた人たちが、「知らない」ことに課題意識を持ち自分にできることを学び始めた人たちが、目の前で起きていた差別を笑ったり黙ったりしてやりすごすことを選んでいた自分は差別者だったと気づいた人たちが、そんな一人ひとりが声を上げ始めていることが、差別のない社会へとつながるのだと確信します。

6

人権教育をめぐる状況

(1) 特別措置から一般対策へ

2002年にいわゆる同和問題の解決は特別措置から一般対策へと移行しました。これに先がけて1996年地域改善対策協議会は「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。」「教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別の視点からアプローチしてあらゆる差別の解消に

つなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる」と指摘しています。

2000年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。そこには「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と明記しています。

しかし、一般対策移行後、部落差別に対する教育や行政施策は縮小し、薄まってきたと言わざるを得ません。「熊本県人権に関する県民意識調査(2015年)」によると、「人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。」という問いに対し、「女性の権利」「子どもの権利」「障がい者の権利」は40%を超えています。「インターネットによる人権侵害」や「高齢者の権利」も35%を超えています。このように関心が高まる人権課題がある一方で、「同和問題」と答えた人は15・1%と、2005年調査の24・6%と比較すると大幅に後退しています。また「同和問題」に関し、現在のよううな人権問題が起きていると思いませんか。」という問いに対し、「わからない」と答えた人が26・4%にもなります。部落差別に対する県民の関心が薄れてきたとともに、部落差別が見えにくくなっている、また見ようとしないうという傾向が窺えます。

先述の奥田均さんは、2019年の県人教大会で「部落差別解消推進法を学ぶ3つの核心」として以

下の3点を挙げられました。

- (1) 部落差別の現実を「実感」で判断しては間違え。差別のカラクリにからめとられない科学的・理性的な認識を持つこと。
- (2) 差別のとらえ方におけるパラダイムの転換を。「部落を変える」から「社会を変える」「私が変わる」へ。
- (3) 「寝た子を起すな論」の実践的克服

この3つの視点を検証軸として、現在の教育や社会の状況、自分自身の有り様を問うていくことが求められます。そのためには、ひとつ一つの「核心」についてより具体的な学びと理解が必要です。

(2) 人権教育に向けた世界の潮流

国際社会に目を向けると、くり返された世界戦争に対する深い反省をもとに「世界人権宣言」(1948年)が出されてから、「雇用及び職業についての差別に関する条約」(1958年)「人種差別撤廃宣言」(1965年)「国際人権規約」(1976年)「女性差別撤廃条約」(1981年)「子どもの権利条約」(1990年)等々、多くの宣言や条約などが批准されてきました。(年号は採択された年)また、「人権教育のための国連10年」(1995年〜2004年)や「持続可能な開発のための教育の10年」(2005年〜2014年)、「人権教育のための世界プログラム」(2005年〜)など、世界的な計画も実施されてきました。「世界プログラム」は現在第4段階(2020年〜2024年)に向けた取り組みが進められています。第4段階では重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に

力点を置くこととされています。

2010年には、ISO26000（社会的責任の手引き）が策定され、組織の社会的責任を考える世界基準の手引が提出されました。

さらに国連は2015年、創設70周年を期にSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）を加盟国の全会一致で可決し、「貧困の根絶とすべての人びとの人権を実現することなど17分野の目標と169のターゲットを2030年までに達成する」という目標を示して行動を開始しました。「世界人権宣言」の理念を具体化し、SDGsが目標とする「生きる権利」「食料の権利」「健康の権利」「教育の権利」「差別されない権利」等の実現をめざす国際的な動きと連動した取り組みを求めています。また、2019年には「持続可能な開発のための教育」SDGs達成に向けて（ESD for 2030）の決議が、第74回国連総会において採択されました。国際社会に対し、幼児教育から高等教育、遠隔教育、職業技術教育まで、すべての教育段階において包摂的かつ公正な質の高い教育を提供するように求めています。「SDGsアクションプラン2021」には重点事項として、「一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」の中に「あらゆる分野における女性の参画、ダイバーシティ、バリアフリーを推進すると共に、人への投資を行い、十分なセーフティネットが提供される中で、全ての人が能力を伸ばし発揮でき、誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指す。」と謳われています。

世界的な潮流は、熊本県人教が「部落差別の現実から深く学ぶ」中で追求してきたものと同じ流れであることが確かめられます。わたしたちは、今後も、身近なくらしのなかにある「部落差別をはじめとし

たあらゆる差別の現実」から具体的な施策を求めるとともに、広く価値観の共有を図る必要があります。

（3）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 （「人権教育啓発推進法」の具体化と課題）

日本における人権教育推進の法律である「人権教育啓発推進法」の第5条には、各地方自治体の責務として、人権教育・啓発の施策を策定し、実施する責務を有すると明記してあります。

文部科学省は、この法律をうけて2年後に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき各種の人権施策を推進しています。その中で2008年に「人権教育の指導方法等のあり方について（第三次とりまとめ）」（以下「第三次とりまとめ」）を明らかにしました。ここでは「人権教育は『生きる力』を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質をふまえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である」と明記されています。

小・中・高校へと順次導入されている学習指導要領には、今回も「人権教育」という文言は見られませんが、これまでにはなかった「前文」に「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人びとと協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。このために必要な教育の在り方を具現化するのが、各学校において教育の内容を組織的かつ計画的に組み立てられた教育課程である」と明記されています。このことは、学習指導要領において人権教育の推進を求めていることとであり、文科省からも都道府県教育委員会の担当

者会議等の場面で強調されています。文科省が積極的に人権教育を推進していくことを強く期待するところですが。

文科省は2016年12月に「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」を設置し、これまでの取組状況調査で明らかになった課題をさらに調査研究することになっています。この調査研究が、文科省による人権教育のさらなる推進に生かされ、人権教育の全国的な展開と深化・充実につながっていくことが期待されます。

個別の人権課題の学習についても人権とは何か、具体的にどういう人権が私たちに保障されているのか、それはくらしの中にどう実現されているのか、さらに人権が保障されているというのはいくらしの中でどういう意味があるのかなどを学んでいく人権学習が求められています。そのためには人権教育に直接携わる教職員、行政職員は「差別の現実から深く学ぶ」という原則を大切にして、具体的な差別問題の解決に向けて社会の差別構造を明らかにしながら差別を許さない人権文化と行動力を育てる取り組みを重ねていきたいと思います。

（4）「熊本県人権教育・啓発基本計画」を具体化するために

「熊本県人権教育・啓発基本計画」が2020年12月に改定（第4次改定）されました。熊本県における人権課題を解消していくための法的な根拠となるものです。この基本計画には、国の「人権教育・啓発推進法」の趣旨を十分に踏まえて、次のように書かれています。

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に

開花させることにあります。すなわち、全ての人が出身や社会的身分、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」を持った一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

また、「同和」教育を基底に据えた人権教育を推進することにも言及しています。

我が国の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、全ての子どもの目線に立って、一人一人の尊厳を大切にするとともに、他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養い、同和問題（部落差別）についての正しい理解や問題解決への積極的な関心と態度を育成することを目標としていました。戦後50年余りにわたる同和教育の理念は、様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発として引き継がれており、今後も充実発展させる必要があります。

これまで同様、人権教育・啓発を熊本県として進めていくことが明記されています。

(5) 人権教育主任について

人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」（文部科学省）に人権教育担当者の役割が次のように記されています。

イ. 人権教育担当者の役割

各学校において、人権教育の活動に関する企画立

案や、各務分掌組織間の連絡調整・統括、学校運営全体との調整、対外的なコーディネートなどを担う人権教育担当者は、人権教育に係る校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待される。また、人権教育担当者の業務として、人権侵害が生じた場合における当該事案への対応のほか、保護者や児童生徒への相談活動等も重要となる。

熊本県においては全小中高校特別支援学校に「人権教育主任」「人権・同和教育主任」が置かれています。第三次とりまとめに示された役割を見ると、校内の推進体制づくりから教育内容づくり、地域における人権教育の推進、人権侵害事案への対応など幅広い活動が求められています。そこには、確かな部活問題認識や人権感覚が求められます。

しかし、毎年県人教学校教育部会が主催している人権教育主任の研修では、「授業時数が多くなかなか活動できない」「忙しくて行きたい研修に参加できない」等の声が寄せられています。この数年は担任をしながら人権教育主任をしているという事例も出てきました。このような状況で第三次とりまとめに記されているような役割を果たすことができるのか甚だ疑問です。

部落差別解消推進法は全国すべての地域で部落差別をなくす教育を求めています。部落差別は当事者の問題ではなく部落差別をする側の問題です。学校での確かな人権教育を家庭に、地域に届けることが部落差別解消推進法第1条「部落差別のない社会を実現することを目的とする」に込めることになるのです。

すべての学校に置かれた人権教育主任が動きやすい環境づくりが強く求められます。

7

私たちの果たすべき役割と課題

今年度、特に取り組むべき課題として次の5つのことを提案します。

- ① 目の前の子どもたちと徹底的に関わり、確かな出会いをつくりだそう。
- ② 被差別状況の子どもをはじめ、すべての子どもたちの自己実現のために就学・就労保障に取り組もう。
- ③ 自らの部落問題認識を高め、子どもたちを励ます人権・部落問題学習をつくっていこう。
- ④ それぞれの自立をめざした差別を許さないつながりや行動力のある学級集団づくり、なまづくりを行っていこう。
- ⑤ すべての人の「出番と役割」がある「居場所」を地域に協働でつくっていこう。

これらの課題に対して熊本県人教では「学校教育部会」「社会教育部会」「研究部会」と3つの部会を中心に実践交流や調査研究を通して前進を図ってきました。また、機関誌「県人教ニュース」や県人教大会をはじめとした各種研修会・研究会で発信してきました。しかし、これらの実現は県人教だけでできるものではありません。人権教育、「同和」教育の理念の元に集う関係機関や団体、個人の力が集約されて、はじめて課題解決への道筋が見えてきます。

「学ぶこと」でつながる、つながることさらに「学ぶ」人権学習を草の根で実践しながら、社会的包摂（社会に包み込む）を具体的に高めていく人権啓発、地域でのなまづくり活動を展開していきましょ。

コロナ禍の中で、学校を始め多くの場面で「オン

ライン」化が進みました。「オンライン授業」「オンライン研修」など様々な場面で便利なツールとして用いられました。「障害」を持つ人が家に居ながらにして研修を受けられるようになってよかつたという声も聞きました。しかし一方で、オンライン環境が整っていないかつたり、扱える技能を持たなかつたり、教えてくれる誰かがそばにいなかつたりする人が、取り残されている現実もあります。私たちは、そこにある差別を許さず、すべての子どもが持つ学

II 各研究分野

ぶ権利を保障することを公教育の責任として追求するとともに、地域や社会の問題として人と人とのつながりを求めていかなければなりません。私たちが大切にしてきたものは、人と人との出会いであり、つながりです。この困難な時代の中で、「オンライン」の有用性は認めつつも、人と人がどう出会い、どうつながりを深めていくのかを深く考え、追求していきましょう。

2021年、熊本県同教発足から50年の節目の年

を迎えます。今後とも、私たち自身の部落問題認識を深めながら、差別問題と自分との関わりを自覚し、部落問題認識や人権感覚を豊かにもち、差別をなくそうとする子どもたちを育てていきましょう。さらに、2022年には全国水平社創立100年となります。水平社宣言綱領に示されている「人類最高の完成」に向けて、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立する」営みをめざして、歩み続けていきましょう。

I 教育内容の創造と授業づくり

はじめに

授業づくりを通して先輩教師から、自分の家族を見つめ直し自分の生き方を問い直すことを学んでいた若手教師の姿があります。

私はずっと、母の仕事を差別して生きてきました。そんな自分にも気づかずに過こしてきました。自分の中にある差別心に気づいた時、私は、どうしても自分を許すことができませんでした。母の思いを知れば知るほど、「こんな私なんかには」という思いが大きくなっていったのです。「私を大事に思ってくれていた母の仕事を差別していた自分」は、子どもたちの前に立つ資格のない人間だと感じていました。「うちの人のしごと」の授業に取り組むこととな

りました。学年主任の先生が、「この授業は、職業差別をさせない、先手必勝の授業です。」と言われてました。私は「自分の母親の仕事を差別していた私が、どんな顔をして子どもの前に立つて職業差別をさせない授業をすればいいんですか。絶対にできるわけがありません。」と伝えました。すると「だからこそするの。私こそ自分の父親の仕事をずっと差別して生きてきた。だからこそ、私が勉強せな」と言われました。

授業を進めていくうちに、子どもたちの目が輝いていくのを感じました。みんな、自分の家族の仕事を自慢げに語っていました。その姿がまぶしく、うらやましくて仕方ありませんでした。私も、子どものころ「うちのお母さんすこかけん」そう言いたかったんだと、子どもたちを見ながら気づかされ、母の

ことを話しました。すると、子どもたちから「うちのお父さんもすごいけど、先生のお母さんもすごいね。」と、私が何十年も言えなかつたことを、子どもたちはあっさりとして認めてくれました。子どもたちや、家の人を元気にしたいと思っただけだ、励まされたのは、私自身だったのです。

2019九同教夏期講座

熊本地元報告より

「部落差別解消推進法」に明記されている教育・啓発の推進を行うためには、世代交代が進む中で、上記のような授業づくりを通じた「同和」教育・人権教育で大切にされてきたものの継承が図られなければなりません。